

平成 25 年 4 月 1 日制定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 10 月 1 日改定

株式会社愛媛建築住宅センター 耐震評定業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 本規程は、株式会社愛媛建築住宅センター(以下「センター」という。)が定めた耐震評定業務規程(以下「業務規程」という。)第 19 条に基づき、センターが実施する耐震評定業務に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものである。

(評定手数料)

第 2 条 センターは、業務規程第 12 条第 1 項に基づいて評定の依頼を引き受けたときは、評定手数料として、1 棟(構造上別棟とみなされる場合はそれぞれ棟ごと)につき、依頼に係る建築物、建築物の部分(以下「建築物等」という。)の延べ面積に応じて、別表 1～4 に掲げる額の評定手数料の請求書を依頼者に対して発行する。

- (1) 別表手数料額は消費税を含む。
 - (2) 図面のない建築物の場合は、別表 5 に掲げる額の手数を追加する。
 - (3) 建築物の延べ面積 20000 m²以上、特殊工法、木造(以下「特殊工法等」という。)については、別途見積とする。特殊工法等に該当するかどうかは、センター又は委員会で決定する。
 - (4) 評定の結果、診断内容に疑問点があり次回の委員会で再診断の必要がある又は診断内容に関し問題点が多く全体的な再診断が必要であるとの判定が 2 回続いた後、引き続き評定を希望する場合は 1 回毎に当初評定手数料の 1/2 を納入しなければならない。
- 2 センターは前項(3)、(4)に該当することになった場合は、該当金額の請求書を依頼者に対して発行する。
- 3 依頼書に記載された評定内容に誤りがあり、手数料に変更が生じた場合、該当金額の請求または、払戻をする。

別表 1 (単位: 円)

鉄筋コンクリート造の 2 次診断

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500 m ² 未満	150000	150000	240000
500 以上～ 1000 m ² 未満	180000	180000	290000
1000 以上～ 1500 m ² 未満	200000	200000	320000
1500 以上～ 2000 m ² 未満	230000	230000	370000
2000 以上～ 2500 m ² 未満	250000	250000	400000
2500 以上～ 3000 m ² 未満	280000	280000	450000
3000 以上～ 5000 m ² 未満	300000	300000	480000
5000 以上～ 10000 m ² 未満	350000	350000	560000

10000 m ² ～以上	400000	400000	640000
--------------------------	--------	--------	--------

別表2 (単位：円)

鉄筋コンクリート造の3次診断(部分3次診断を含む)、鉄骨造、混構造及び体育館

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500 m ² 未満	210000	210000	340000
500 以上～ 1000 m ² 未満	250000	250000	400000
1000 以上～ 1500 m ² 未満	280000	280000	450000
1500 以上～ 2000 m ² 未満	320000	320000	520000
2000 以上～ 2500 m ² 未満	360000	360000	580000
2500 以上～ 3000 m ² 未満	400000	400000	640000
3000 以上～ 5000 m ² 未満	440000	440000	710000
5000 以上～ 10000 m ² 未満	490000	490000	790000
10000 m ² ～以上	540000	540000	870000

別表3 (単位：円)

鉄筋コンクリート造の2次診断でFcが13.5N/m²未満の物件

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500 m ² 未満	150000	210000	290000
500 以上～ 1000 m ² 未満	180000	250000	350000
1000 以上～ 1500 m ² 未満	200000	280000	390000
1500 以上～ 2000 m ² 未満	230000	320000	440000
2000 以上～ 2500 m ² 未満	250000	360000	490000
2500 以上～ 3000 m ² 未満	280000	400000	550000
3000 以上～ 5000 m ² 未満	300000	440000	600000
5000 以上～ 10000 m ² 未満	350000	490000	680000

10000 m ² ～以上	400000	540000	760000
--------------------------	--------	--------	--------

別表4 (単位:円)

鉄筋コンクリート造3次診断(部分3次診断を含む)、鉄骨造、混構造及び体育館で
F_cが13.5N/m²未満の物件

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500 m ² 未満	210000	210000	340000
500 以上～ 1000 m ² 未満	250000	250000	400000
1000 以上～ 1500 m ² 未満	280000	280000	450000
1500 以上～ 2000 m ² 未満	320000	320000	520000
2000 以上～ 2500 m ² 未満	360000	360000	580000
2500 以上～ 3000 m ² 未満	400000	400000	640000
3000 以上～ 5000 m ² 未満	440000	440000	710000
5000 以上～ 10000 m ² 未満	490000	490000	790000
10000 m ² ～以上	540000	540000	870000

2 センターが評定を行った建築物等で、設計変更等により再評定を行う場合の手数料については、次の各号に定めるものとする。尚、どの区分に該当するかは、業務規程第7条による委員又は委員会が判断することとする。

- (1) 事務局又はセンターで判断が可能な場合：評定手数料×0.2とする。
- (2) 評定会の判断が必要な場合：評定手数料×0.5
- (3) 新規同等の作業となる場合：評定手数料×1.0(完全再評定)

(再交付手数料)

第3条 センターは、業務規程第18条に基づいて評定書等の再交付の依頼を受けたときは、10500円の再交付手数料の請求書を依頼者に対して発行するものとする。

(納入の方法)

第4条 依頼者は、前2条に係る手数料を指定期日までにセンターの指定する金融機関へ振り込みにより納入することとし、これに要する費用は、依頼者の負担とする。ただし、依頼者の要望によりセンターが認める場合は、別の納入方法によることができる。